

（走行装置等）

第5条 平成16年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第9条の規定並びに細目告示第11条、第89条及び第167条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車の走行装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。
 - 二 前号の走行装置のうち空気入ゴムタイヤは、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、ロの規定は、最高速度40キロメートル毎時未満の自動車及びこれにより牽引される被牽引自動車には、適用しない。
 - イ 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。
 - ロ 接地部は、滑り止めを施したものであること。この場合において、滑り止めの溝（大型特殊自動車及びこれにより牽引される牽引自動車に備えるものを除く。）の深さは、当該溝のいずれの部分においても1.6ミリメートル（二輪自動車及び側車付自動車に備えるものにあつては、0.8ミリメートル）以上とする。
 - 三 タイヤ・チェーン等は走行装置に確実に取り付けることができ、かつ、安全な運行を確保することができるものでなければならない。
- 2 平成21年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添3の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成17年国土交通省告示第1437号）による改正前の細目告示別添3の規定に適合するものであればよい。
- 3 平成30年1月31日以前に製作された自動車については、細目告示第11条第5項、第6項、第89条第5項及び第167条第5項の規定は、適用しない。
- 4 次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第11条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第1048号）による改正前の細目告示第11条第3項の規定に適合するものであればよい。
- 一 平成30年3月31日以前に製作された自動車
 - 二 平成30年4月1日から令和4年3月31日までに製作された型式指定自動車であつて、次に掲げるもの
 - イ 平成30年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 平成30年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車であつて、平成30年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
 - 三 国土交通大臣が定める自動車

- 四 令和4年3月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 5 次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5トン以下のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5トン以下のもの及び被牽引自動車であって車両総重量が3.5トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第11条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第1048号）による改正前の細目告示第11条第3項の規定に適合するものであればよい。
- 一 平成31年3月31日以前に製作された自動車
- 二 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに製作された型式指定自動車であって、次に掲げるもの
- イ 平成31年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
- ロ 平成31年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、平成31年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- 三 国土交通大臣が定める自動車
- 四 令和6年3月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 6 次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5トンを超えるもの及び被牽引自動車であって車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第11条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第1048号）による改正前の細目告示第11条第3項の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和5年3月31日以前に製作された自動車
- 二 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに製作された型式指定自動車であって、次に掲げるもの
- イ 令和5年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
- ロ 令和5年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年3月31日以前

に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

三 国土交通大臣が定める自動車

四 令和8年3月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

7 令和8年3月31日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車については、細目告示第11条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第1048号）による改正前の細目告示第11条第3項の規定に適合するものであればよい。

8 次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第11条第3項第1号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第88号）による改正前の細目告示第11条第3項第1号の規定に適合するものであればよい。

一 令和元年8月31日以前に製作された自動車

二 令和元年9月1日から令和4年8月31日（輸入された自動車にあつては令和5年3月31日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和元年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和元年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和元年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和4年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

9 平成29年12月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引^{けん}自動車を除く。）であって乗車定員10人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引^{けん}自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トンを超える自動車又は車両総重量3.5トンを超える被牽引^{けん}自動車に備え

るものとして設計された空気入ゴムタイヤ及び平成30年1月1日以降に製作されたもののうち平成29年12月31日以前に指定を受けたものについては、細目告示第11条第3項第2号ロの規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第88号）による改正前の細目告示第11条第3項第2号ロの規定に適合するものであればよい。

10 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第11条第3項第1号中の「協定規則第142号」とあるのは「協定規則第142号補足改訂版」と読み替えることができる。

一 令和4年7月5日以前に製作された自動車

二 令和4年7月6日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和4年7月5日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和4年7月6日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年7月5日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

3 令和4年7月5日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

11 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5トン以下のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5トン以下のもの及び被牽引自動車であって車両総重量が3.5トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第11条第3項第1号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第1294号）による改正前の細目告示第11条第3項第1号の規定に適合するものであればよい。

一 令和4年7月5日以前に製作された自動車

二 令和4年7月6日から令和6年3月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和4年7月5日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和4年7月6日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年7月5日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める

認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和6年3月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

12 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5トンを超えるもの及び被牽引自動車であって車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第11条第3項第1号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第1294号）による改正前の細目告示第11条第3項第1号の規定に適合するものであればよい。

一 令和5年3月31日以前に製作された自動車

二 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ 令和5年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和5年4月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和8年3月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

13 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が3.5トン以下であって複輪の車軸を有しないものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第11条第6項及び第89条第5項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第1294号）による改正前の細目告示第11条第6項及び第89条第5項の規定に適合するものであればよい。

一 令和4年7月5日以前に製作された自動車

二 令和4年7月6日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和4年7月5日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和4年7月6日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年7月5日以前に指定を受けた型式指定自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変

更がないもの

- ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和4年7月5日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 14 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5トン以下であって複輪の車軸を有しないものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第11条第6項及び第89条第5項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第1294号）による改正前の細目告示第11条第6項及び第89条第5項の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和6年7月5日以前に製作された自動車
 - 二 令和6年7月6日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和6年7月5日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和6年7月6日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和6年7月5日以前に指定を受けた型式指定自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和6年7月5日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 15 専ら乗用の用に供する自動車（車両総重量が3.5トンを超える乗車定員10人未満のもの、及び乗車定員10人未満であって複輪の車軸を有しないものを除く。以下この項において同じ。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5トン以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる自動車にあつては、細目告示第11条第6項及び第89条第5項の規定は適用しない。
- 一 令和5年7月5日以前に製作された自動車
 - 二 令和5年7月6日から令和7年7月5日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和5年7月5日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和5年7月6日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年7月5日以前に指定を受けた型式指定自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和7年7月5日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

16 次に掲げる自動車（細目告示第11条第3項第2号イを適用するタイヤを備えるものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第11条第3項第3号の規定中「協定規則第117号の規則4.（4.3.を除く。）及び6.（6.2.にあつては同規則に規定するステージ2に係る要件、6.3.にあつては同規則に規定するステージ3に係る要件及び6.6.にあつては6.6.2.に規定する要件に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあつては、協定規則第117号の規則6.1.から6.4.までの規定にかかわらず、協定規則第117号の規則8.3.から8.5.までの規定」とあるのは、「協定規則第117号の規則4.（4.3.を除く。）及び6.に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあつては、協定規則第117号の規則6.1.から6.4.の規定にかかわらず、協定規則第117号の規則8.3.から8.5.の規定」、「協定規則第117号第3改訂版の規則4.（4.3.及び4.4.を除く。）及び6.（6.1.及び6.3.にあつては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあつては、協定規則第117号第3改訂版の規則6.1.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第117号第3改訂版の規則8.3.及び8.4.の規定」又は「協定規則第117号第2改訂版補足第14改訂版の規則4.（4.3.及び4.4.を除く。）及び6.（6.1.及び6.3.にあつては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあつては、協定規則第117号第2改訂版補足第14改訂版の規則6.1.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第117号第2改訂版補足第14改訂版の規則8.3.及び8.4.の規定」と読み替えることができる。

- 一 令和8年7月6日以前に製作された自動車
- 二 令和8年7月7日から令和9年7月6日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - イ 令和8年7月6日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和8年7月7日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和8年7月6日以前に指定を受けた型式指定自動車とタイヤの性能に変更がないもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和9年7月6日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたも

の

17 次に掲げる自動車（細目告示第11条第3項第2号ロを適用するタイヤを備えるものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第11条第3項第3号の規定中「協定規則第117号の規則4.（4.3.を除く。）及び6.（6.2.にあつては同規則に規定するステージ2に係る要件、6.3.にあつては同規則に規定するステージ3に係る要件及び6.6.にあつては6.6.2.に規定する要件に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあつては、協定規則第117号の規則6.1.から6.4.までの規定にかかわらず、協定規則第117号の規則8.3.から8.5.までの規定」とあるのは、「協定規則第117号の規則4.（4.3.を除く。）及び6.に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあつては、協定規則第117号の規則6.1.から6.4.までの規定にかかわらず、協定規則第117号の規則8.3.から8.5.までの規定」又は「協定規則第117号第2改訂版補足第14改訂版の規則4.（4.3.及び4.4.を除く。）及び6.（6.1.及び6.3.にあつては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあつては、協定規則第117号第2改訂版補足第14改訂版の規則6.1.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第117号第2改訂版補足第14改訂版の規則8.3.及び8.4.の規定」と読み替えることができる。

- 一 令和10年8月31日以前に製作された自動車
- 二 令和10年9月1日から令和11年8月31日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - イ 令和10年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和10年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和10年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車とタイヤの性能に変更がないもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和11年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

18 次に掲げる自動車（細目告示第11条第3項第2号ロを適用するタイヤを備えるものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第11条第3項第3号の規定中「協定規則第117号の規則4.（4.3.を除く。）及び6.（6.2.にあつては同規則に規定するステージ2に係る要件、6.3.にあつては同規則に規定するステージ3に係る要件及び6.6.にあつては同規則に規定するステージ3に係る要件及び6.6.にあつては6.6.2.に規定する要件に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあつては、協定規則第117号の規則6.1.から6.4.までの規定にかかわらず、協定規則第117号の規則8.3.から8.5.までの規定」とあるのは、「協定規則第117号の規則6.1.から6.4.までの規定にかかわらず、協定規則第117号の規則8.3.から8.5.までの規定」又は「協定規則第117号第2改訂版補足第14改訂版の規則6.1.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第117号第2改訂版補足第14改訂版の規則8.3.及び8.4.の規定」と読み替えることができる。

ては6.6.2.に規定する要件に限る。）に定める基準」とあるのは、「協定規則第117号の規則4.（4.3.を除く。）及び6.（6.2.にあつては同規則に規定するステージ2及び6.3.にあつては同規則に規定するステージ3に係る要件に限る。）に定める基準」と読み替えることができる。

- 一 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された自動車
- 二 令和12年9月1日から令和13年8月31日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - イ 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和12年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和10年9月1日から令和12年8月31日までに指定を受けた型式指定自動車とタイヤの性能に変更がないもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和13年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの